

2016年9月28日

国際協力銀行 (JBIC)

代表取締役総裁 近藤 章 様

インドネシア・西ジャワ州における チレボン石炭火力発電事業に関する新たな懸念と要請

われわれチレボンの Rapel (環境保護民衆) は、国際協力銀行 (JBIC) が 2016 年 9 月 14 日、物議を醸しているチレボン石炭火力発電所拡張事業 (2号機) の環境レビューを正式に開始し、本拡張事業への融資を検討していると知った。2016 年 4 月付の書簡でお伝えした懸念と要請に対し、JBIC が何の回答もせぬまま、反対に 1号機によって環境や社会が破壊していることに対する適切な措置をとることなく、2号機への融資を検討しはじめたことに、非常に失望している。

われわれは、カンチ・クロン村の 1号機建設が、社会・文化システムを破壊し、健康水準を落とし、われわれの生活に多大な打撃を与えたことを再度強調したい。現在までチレボン・エレクトリック・パワー (CEP) 社によって引き起こされた現実の損害に対し、適切な補償も救済策もない。

この書簡で、人権侵害を含む土地収用、空間計画、採石活動、環境アセスメントといった、2号機をめぐる重要な問題について、詳細なアップデートをお伝えしたい。企業とインドネシア政府が、すべての開発プロセス段階において、いかに環境や人道に対する違反、犯罪に満ちて本事業を推進しているか、「環境社会配慮確認のための JBIC ガイドライン (以下ガイドライン)」の違反が多く起きていることを、JBIC は知らなくてはならない。われわれは、JBIC がチレボン事業拡張への融資検討を拒否し、事業実施主体者だけでなく、われわれ地元の人間の声に耳を傾けることを強く要請する。

繰り返される人権侵害：用地調達と土地所有問題における透明性の欠如

以前の書簡で述べたとおり、CEP 社によって 2007 年以降進められてきた土地収用プロセスは、透明性がなく、土地紛争のケースを無視する傾向にあった。1号機の事業地の土地所有者については重複も起きていた。国家土地庁 (BPN) は、1997 年にカンチ・クロン村長が 21 人を代表して提出した土地の証書を発行したが、その土地にはすでに所有者がおり、固定資産税も現在まで払っている。警察が対処したが、容疑者であるカンチ・クロン村長が死亡し、中断されてしまった。

チレボン県知事は、土地所有をめぐる紛争を解決するに際し、プレマン (ちんぴら) や暴力をつかうことを実際に支持している。原則としては、CEP 社が土地証書をもっている土地所有者に、土地収用の補償金を払う。しかし、CEP 社がとった紛争解決策は、21 所有者とそれ以外の所有者のあいだの紛争解決のため、ブローカーとしてプレマンに補償金を払わせるというものだった。その結果、住民が受け取る補償金に損失が生じた。現在まで、適切な補償金を受け取っていない土地所有者が存在する。

同様の土地所有者の重複による土地紛争のケースは、チレボン・エネルギー・プラサラナ (CEPR) 社による土地収用プロセスでも起きている。

「(1986 年) 銃を突きつけられて、住民の多くは、国家中央開発 (ウッド・センター) のため、支払いに同意しないまま強制的に土地を手放さされた。しかし、わたしは当時署名しませんでした」 (ムクピ、依然生存している証人)

スハルト新秩序体制下の 1986 年、政府と国軍は、森林省による港湾建設計画木材ハブ (ウッド・センター) のため、住民の土地を差し出すよう脅迫した。チレボン県知事が定めたコンセンサスを通じて、

土地収用の合意された金額は、第 1 級で 1 m²あたり 450 ルピアだった。しかし、ウッド・センター開発計画は成功せず、政府は、その地で第 2 期の石炭火力発電所を拡張する計画を立てることになった。

「わたしたちは、環境林業省所有の土地を使用しており、発電所の土地は国家資産である。しかし、この問題を環境林業省に伝える」と CEPR 社のハフィドは述べている。

CEPR 社は、204.3 ヘクタールの土地に、2 号機発電所を建設する予定である。195 ヘクタールは環境林業省の所有で、9.3 ヘクタールという一部分が住民の所有である。環境林業省は、利用協力 (KSP) スキームを通じて、40 年間の契約で、195 ヘクタールを入手した。一方、住民個人所有の土地は、CEPR 社が売買手続きを経て収用された。(環境アセスメント報告書によれば) 環境林業省所有は 195 ヘクタール、カンチ村 (の個人所有) は 6.95 ヘクタール、アスタナムクティ村は 2.35 ヘクタールという内訳になっている。

しかし、土地所有者のデータによると、カンチ村でウッド・センターを建設するため、森林省の名の下で 1986 年におこなわれた土地収用の歴史では、全面積 205 ヘクタールが港湾と道路建設にあてられている。5 カ村の土地所有者数は、以下のとおりだった。

1. ワルドゥウル村 72 人
2. アスタナムクティ村 42 人
3. アスタナジャプラ村 55 人
4. カンチ・クロン村 99 人
5. カンチ・ウェタン村 109 人

土地所有者計 377 人のうち、土地収用を終えたのは 357 人だけで、残り 20 人 (土地所有者 18 人、作物所有者 2 人) は補償金を受け取っていない。

環境林業省の土地だと主張され、2 号機の事業予定地になってしまった、カンチ・クロン村の土地所有者は少なくとも 7 人いる。ロビア、マルタ、ムクピ、タルキナ、カミン、トシン、カルシで、その土地面積は合計 9.12 ヘクタールである。かれらはすでに、この土地所有問題を CEPR 社と関係省庁に伝えているが、真剣に考慮されているようには見受けられない。

土地収用に関する上記事項から、われわれは JBIC に対し、土地の所有と買収状態について、ただ事業実施主体者の情報に頼るのではなく、注意深く確認するよう提案する。重要な事実、CEPR 社が、まだ権利を有する所有者のいる土地を使用したということだ。土地所有者は、彼らの土地が事業地のために使用されることについて依然合意していない。これは JBIC ガイドラインの明確な違反である。

空間計画の違反

2011~2031 年チレボン県空間計画に関する 2011 年条例第 17 号は、第 1 項 c で定める発電所が、スマトラ=ジャワ=バリ送電網の供給を向上させるための、アスタナジャプラ郡に位置する火力発電所を含むと規定している¹。

CEPR 社が提出したチレボン発電所建設計画 (1x1000MW) の場所は 3 郡あり、ムンドウ、パングナン、アスタナジャプラである。チレボン県空間計画に関する条例で定められた計画と、現在提示されている事業地とに齟齬がある。

チレボン県インフラ開発促進局の提言 (fatwa) に対し、国家空間計画調整庁 (BKPRN) 第 4 ワーキング・グループ長は、「発電所 1 基 1000MW 計画が、チレボン空間計画に関する 2011 年条例第 17 号で規定される。1x1000MW の発電容量をもつチレボン発電所の主要施設は、アスタナヤプラ郡に位置す

¹ 19 条 4 項 c

るとされているからである。これはまた、西ジャワ州空間計画に関する 2010 年条例第 22 号にも沿っている。そのため、1×1000MW のチレボン発電所拡張計画と高圧電線 500kV 建設計画への事業サイト許可を出せる」とする勧告書を出した。BKPRN の勧告書にもとづき、チレボン県統合許認可サービス庁（BPPT）が事業計画への事業サイト許可を出した。

しかし、空間計画に関する 2009 年大統領規則第 4 号にしたがえば、BKPRN は、地方政府が事業サイト許可発行の根拠にできる勧告書を出す任務も権限も有していない。そのため、現在の事業計画を実施するために、チレボン空間計画に関する 2011 年条例第 17 号を修正しなくてはならない。

これは空間計画に関する 2007 年法律第 26 号と矛盾する。同法では、空間計画違反に関連して、厳しく定めている。69 条（1）項は以下のように述べる。

61 条 a で定められた空間計画を遵守しない者は何人も、禁固 3 年および最大 5 億ルピアの罰金刑に処せられる。

適切でない事業サイト許可を発行した役人に対する処罰は、73 条で定められている。

(1) 項 37 条（7）項で定められた空間計画に沿わない許認可政府当局は、禁固 5 年および最大 5 億ルピアの罰金刑に処せられる。

(2) 項 (1) 項で定める刑罰のほか、実行者は職務を解雇されうる。

政府は、現行の法規則に従うべきである。JBIC は、BKPRN が出した勧告書について、地方政府が事業サイト許可を出す根拠にできないことに注意すべきである。CEPR 社が、空間計画に関連して、インドネシアの法律に従っていないことは、JBIC ガイドラインに明らかに違反する。

事業サイトでの土地造成作業に関連した採掘許可の欠如

環境アセスメント（EIA）によると、2 号機事業のため、採掘場からの土は、1 日にトラック 200 台分（20 立方メートル）必要と考えられるという。採掘は約 7 カ月つづけられる。土地造成作業のための土は、採掘許可 C クラスによって購入され、現行の法律に沿ったものである。

EIA では、CEPR 社はチダフ、バラッド地域で赤土を、ゲンポル地域で石灰岩を採ることになっている。現場では、同企業は、土地造成作業のために、チレボン県ベベル郡の特定の地域の土を採っていると報告されている。この場所は個人所有で、西ジャワ州エネルギー鉱物資源局から許可をとっていない。

JBIC は、EIA で用いられたデータが、C クラスを証明するのに適切かどうか注意しなくてはならない。JBIC は、会社が事業のための土をどこで採っているか、現場の現実をみなくてはならない。CEPR 社が、許可のない採掘現場からの資材を用いていることは、JBIC ガイドラインに明らかに違反する。

環境アセスメント（EIA）の重大な不備と疑問符のつく環境許認可

第一に、EIA では、2 号機事業サイトの土地は、環境林業省所有と述べている。しかし、上述のとおり、土地の一部は、住民の所有であり、1986 年の土地収用プロセスも、強制的に、人権を侵害して実施されたものであった。会社は影響を評価し、それらの点を考慮しなくてはならない。しかし会社は、土地収用の影響を適切に評価するのに失敗した。

社会経済的アプローチで、影響を解決する努力をするにおいて、環境影響管理・監視指針にしたがうことは重要である。会社が実施する重要なことは、取得した土地の所有・占有に関連した詳細なデータを集めることである。しかし、毎週のように、土地所有者が権利を訴えていることからみても、会社はこれを実施していないようだ。

第二に、環境許認可に関する 2012 年政令第 27 号 4 条 (3) 項によれば、空間計画に沿わない事業および／または活動のサイト計画については、EIA を審査できず、実施者に差し戻されなくてはならない。前述のとおり、2 号機の環境許認可は、空間計画を修正しなくてはならないため、発行することはできない。

第三に、EIA において、会社は、交通量の増加、トラックや重機などによる道路使用といった事業サイト周辺の交通の影響を評価すること、緩和の準備をすることに失敗した。それどころか、最近では、トラックによる重大な事故が起きている（たとえば 2016 年 9 月 16 日）。

第四に、EIA は、累積影響を評価することにも失敗した。1 号機と 2 号機の横に立てられる予定のチレボン 3 号機 (1×1000MW)、および、タンジュン・ジャティ A (2×660MW) によって引き起こされる潜在的な影響を考慮していないからである。

以上述べたとおり、EIA は深刻な不備を有している。それなのに、西ジャワ州政府が 2 号機の環境許可を出したことは、非常に問題である。JBIC は、この点を注意深く自身で確認すべきで、適切でない EIA の環境レビューを継続すべきではない。

以前の書簡、および、この書簡で述べたとおり、チレボンの 1 号機も 2 号機も、JBIC ガイドライン違反がいくつかみられる。われわれは、JBIC が自身のガイドラインに沿って、1 号機に必要な措置をとり、2 号機への資金供与を拒否するよう要求する。

ご配慮に感謝し、賢明な決定と対応を期待する。

敬具

(チレボン Rapel 代表、および、漁民リーダーの署名)